

あなたを狙う悪質商法 手口を知り被害防ごう

全国的に被害が後を絶たない悪質商法や架空請求。その手口は巧妙化し、被害は後を絶ちません。悪質業者はさまざまな手法でわたしたち消費者を狙っています。その手口を知ることによって被害を未然に防ぎましょう。

商品関連の相談増加

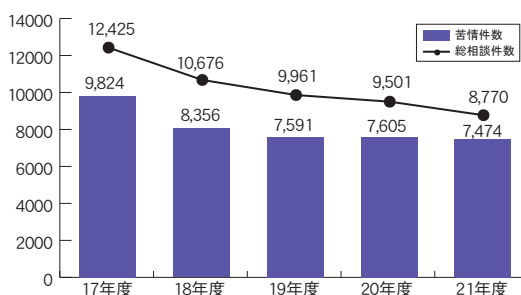
岩手県民生活センターの調べによると、平成21年度に同センターや県内11の広域振興局などの消費生活相談室で受け付けた生活相談の件数は8770件（前年比7・7%減）と、17年度をピークに4年連続で減少しています。

その内訳は、多重債務やインターネットなどサービスに関する相談が5423件で前年度に比べ945件減少しています。その一方で、教養娯楽品や食料品、保健衛生品などの商品に関する相談は2308件で前年度に比べると186件増加。購入した覚えの無い商品などに関する架空請求の相談が増えたものと思われます。

言葉巧みに契約迫る

悪質商法の種類は20種類以上にも及び、その手口も

◆岩手県の総相談件数と苦情件数（H17～21）



◆相談内容の内訳

相談内容	H21年度	H20年度
商品関連	2,308件	2,211件
サービス関連	5,423件	6,368件
行政サービス	55件	45件
ほかの相談	984件	966件
計	8,770件	9,501件

さまざまです。その多くは▽期間限定商品▽キャンペーン価格

悪質商法の代表例

かたり商法

あたかも公的機関や有名企業の職員であるかのような服装や言動で、浄水器や消火器、電話工事などを市価の数倍の値段で売り付けます。

架空請求・不当請求

「〇〇最終通告書」などと記載したハガキやメールで、身に覚えの無いインターネットサイトなどの使用料を請求、または携帯電話などの電話番号へ連絡させようとしています。

健康商法

高齢者の病気や健康に対する不安につけこみ、健康器具や健康食品などを売りつけます。誇大な効果をうたった商品や、何年分もの商品を大量に売りつけることも。

催眠商法

街頭で引換券などを配り、締め切った店内に人を集めて商品の無料配布や大安売りで会場を盛り上げ、最後に高額な羽毛布団や健康器具、健康食品などを売りつけます。

内職・モニター商法

「自宅のできる内職で高収入」や「モニター料を支払うので、商品代金を支払っても差額でもうかる」と電話などで勧誘し、高額な商品や材料を買わせようとしています。

点検商法

「自宅の無料点検に来ました」などと家庭を訪問し、床下や屋根を調べて「このままでは危険」と不安をあおり、高額な商品や工事の契約をさせようとしています。

困ったときは相談を

宮古地域振興センターでは、消費者トラブルに関する相談を受け付けています。▷しつこく勧誘される▷身に覚えの無い請求が送られてきた▷返済の見通しが無いのに高額なクレジットを組まれた▷必要以上に大量の商品の契約をさせられた▷半年後でなければ契約解除できないと言われた—などの消費者問題でお困りの方は、ご相談ください。



宮古地域振興センター消費生活相談室

- 開催日 毎週月曜～金曜日
(祝日、年末年始除く)
- 受付時間 午前8時半～午後5時
- 相談場所 宮古地区合同庁舎1階
(宮古市五月町1-20)
- 電話番号 64-2211 (内線340)
- 相談方法 電話または直接来所

消費者トラブル最新情報

「キャッシュカード預かります」という電話や訪問



警察と名乗る人物から「あなたの個人情報が漏れています。被害がないか確認してください」との電話があった。続いて、金融庁職員を名乗る人物から「キャッシュカードの暗証番号を変更したほうがいいです。金融庁の職員が今からカードを取りに伺いますので、カードを渡してください」との電話が入り、その後に訪問した金融庁職員を名乗る人物に所有のキャッシュカードの暗証番号を伝えカードを渡したところ、現金を引き出されてしまった。

ご注意

金融庁や警察、銀行協会などの職員がキャッシュカードの暗証番号を聞くことは一切ありません。このような電話や訪問を受けても絶対に番号を教えたり、カードを渡したりしてはいけません。

クレジットカードショッピング枠の現金化

早急に現金が必要となったため、「手持ちのクレジットカードで商品を買えば、同額で買い取り現金をお渡しします」との広告を見て、業者の指示どおりクレジットカードで商品を購入した。しかし、実際は購入額よりも安い額でしか買い取ってもらえず、手に入れた現金よりクレジット会社への支払額が増えてしまった。

ご注意

クレジットカードを使い商品を買うだけで簡単に現金が手に入るため、手軽に利用できそうですが、手にした現金額よりクレジット利息が上乘せられるので、支払額が多くなってしまいます。また、換金目的のカード利用は、契約違反となり利用会社から退会を求められるだけでなく、場合によっては詐欺罪が適用されることもありますので、利用しないようにしましょう。

トラブルから身を守る 「消費生活展」を開催

町では、悪質な訪問販売や催眠商法など身近で起きている消費者トラブルから身を守ってもらうと、さまざまな消費生活のトラブルをパネルで紹介する「消費生活展」を開催します。入場は無料ですのでどうぞご来場ください。

▽期日 12月10日～15日

- ▽時間 午前10時～午後4時
(15日は正午まで)
- ▽場所 街かどギャラリー
- ▽内容 消費者トラブルから身を守るためのパネル展示(催眠商法など悪質商法の紹介、クーリングオフの方法など、消費生活に関する上映会など)
- ◆問い合わせ 町町民課住民相談係(内線125)へどうぞ

被害に遭わない心得

- ▽あなただけ▽特別です—などと言葉巧みに、一般価格の数倍もの価格で商品売り付けます。「いらぬ」と断っても契約するまでしつこく勧誘する悪質なケースもあります。
- ◆用心するためのポイント
 - ▽見知らぬ人を簡単に家に入れない。個人情報をお教えしない
 - ▽面倒でも契約書類はすべて目を通して内容を確認する
 - ▽「確実にもうかる」など甘い言葉には要注意
 - ▽タダほど高いものはない。無料点検、無料配布などには注意する
 - ▽契約前には必ず家族や友人に相談する
 - ▽必要が無いときはきっぱりと断る
 - ▽新聞やテレビなどで常に情報を取り入れる
- ◆問い合わせ 町町民課住民相談係(内線125)へどうぞ